

第64期 定時株主総会 招集ご通知

自平成25年4月1日 至平成26年3月31日

日時

平成26年6月27日(金曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

東京都文京区後楽二丁目2番8号
当社本店 11階会議室

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の
議決権行使書により、

平成26年6月26日(木曜日)午後6時までに議
決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 第64期定時株主総会招集ご通知 …… 1

(添付書類)

■ 事業報告 …… 2
■ 連結計算書類等 …… 28
■ 計算書類等 …… 41

■ 株主総会参考書類 …… 53

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

証券コード1893

平成26年6月6日

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

代表取締役社長 村 重 芳 雄

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成26年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号 当社本店 11階会議室
（末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第64期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府の経済対策の効果により持ち直しに転じ、緩やかな回復が続きました。堅調な国内外需要を背景に生産は緩やかに増加し、家計のマインドの好転や雇用・所得環境の改善を通じて個人消費は底堅く推移しました。海外経済は、米国など先進国を中心に回復基調で推移した一方、一部の新興国では成長の減速がみられました。

建設業界におきましては、東日本大震災の復興関連予算や政府の経済対策に伴う補正予算の執行などにより、公共投資は増加を続けました。また、復興需要による下支えや消費税増税前の駆け込み需要などによる住宅投資の増加、企業収益の改善を背景とする民間設備投資の回復などにより、民間投資も堅調に推移しました。当社グループの海外の主要市場であるシンガポール、香港などの東南アジアでは、社会インフラ整備を中心に、建設投資は堅調に推移しました。

このような経営環境の下、当社グループは中期経営計画（2011～2013年度）の最終年度を迎え、計画の達成を目指すとともに、顧客ニーズへの的確な対応、営業・工事・技術・管理の各部門の連携により、

将来に向けた競争力の構築にグループ全社を挙げて取り組んでまいりました。

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、売上高3,811億円（前連結会計年度比9.0%増）、営業利益98億円（同53.1%増）、経常利益91億円（同39.6%増）、当期純利益37億円（同85.4%増）となりました。売上高の増加に加え、売上総利益率が改善したことにより、売上総利益が増加し、営業利益、経常利益、当期純利益いずれも増益となりました。

なお、平成26年3月30日、沖ノ鳥島で当社を代表者とする共同企業体が施工しておりました栈橋設置工事におきまして、重大な事故が発生いたしました。株主の皆様、関係各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。現在事故原因の調査中であり、当社は調査に全面的に協力するとともに、グループ全社を挙げて安全管理への取組みを強化してまいります。

【事業セグメント別概況】

国内土木事業



36.8%

売上高 **1,410** 億円

営業利益 **73** 億円

売上高は1,410億円（前連結会計年度比12.8%増）となり、営業利益は73億円（同12.5%増）となりました。

当社個別の受注高につきましては、前期に比べ、大型陸上工事の受注などにより官庁工事が248億円増加し、民間工事も78億円増加したため、合わせて326億円増加し、1,466億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

(注) 左の円グラフは、各事業セグメント売上高の全事業セグメント売上高合計に対する割合を示しております。

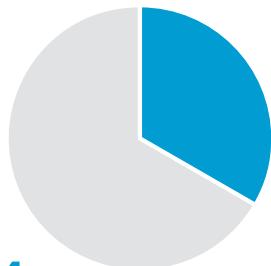
○主な受注工事

発注者	工事名称
東日本高速道路株式会社	北海道横断自動車道 忍路工事
東北地方整備局	国道45号 田老地区トンネル工事
気仙沼市	23年災 川原漁港外7漁港災害復旧工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
中国四国防衛局	岩国飛行場(H23)駐機場(B)等舗装工事
新日鐵住金株式会社	東海元浜ふ頭北公有水面埋立工事
宮城県	平成23年度県債23港災第5-A01号 中島15,000t岸壁外災害復旧工事

国内建築事業



33.4%

売上高 1,277 億円

営業利益 5 億円

売上高は1,277億円（前連結会計年度比14.5%増）となり、営業利益は5億円（前連結会計年度は18億円の営業損失）となりました。

当社個別の受注高につきましては、前期に比べ、官庁工事が8億円増加し、大型工事の受注や消費税増税前の駆け込み需要などにより民間工事も352億円増加したため、合わせて361億円増加し、1,450億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

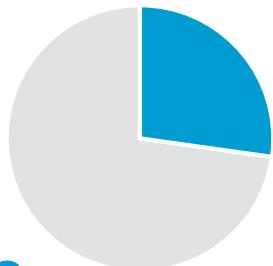
○主な受注工事

発注者	工事名称
福山通運株式会社	(仮称)福山通運(株)東京支店建替工事
呉市	呉市新庁舎建設工事
株式会社ゴールドクレスト	(仮称)クレストフォルム矢向Ⅲ B棟新築工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
株式会社島忠	(仮称)島忠ホームズ草加西店新築工事
株式会社TERASO	(仮称)TERASOプロジェクト第2期工事 (商業施設棟新築工事)
大日本印刷株式会社	(仮称)柏事務所新築工事 建築工事

海外建設事業



27.3%

売上高 1,045 億円

営業利益 26 億円

売上高は1,045億円（前連結会計年度比1.0%減）となり、営業利益は26億円（同5.6%減）となりました。

当社個別の受注高につきましては、シンガポールにおける複数の大型土木工事の受注などにより、前期に比べ975億円増加し、1,548億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

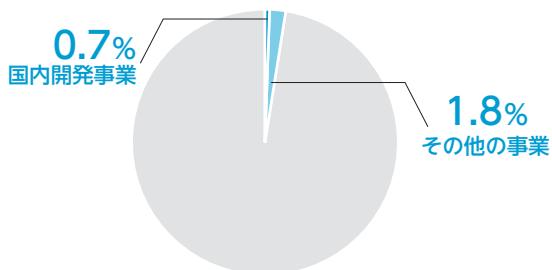
○主な受注工事

発注者	工事名称
シンガポール政府	トムソンライン地下鉄工事 T211工区
シンガポール政府	チュアス築堤工事
香港鉄路有限公司	MTR1102ヒンキン駅舎新築工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
国立大学病院	国立大学病院建設工事
香港特別行政区政府	カイタッククルーズターミナル建設工事
香港鉄路有限公司	国際郵便センター新築工事

国内開発事業・その他の事業



(国内開発事業)		(その他の事業)	
売上高	26 億円	売上高	70 億円
営業利益	△9 億円	営業利益	3 億円

国内開発事業の売上高は26億円（前連結会計年度比102.3%増）となり、営業損失は9億円（前連結会計年度は8億円の営業損失）となりました。

建設資材の販売、機器リース、造船及び環境コンサルティング等を主な内容とするその他の事業につきましては、売上高は70億円（前連結会計年度比20.8%減）となり、営業利益は3億円（前連結会計年度は2億円の営業損失）となりました。

【当社グループの事業セグメント別売上高及び営業利益】

(単位：百万円)

区 分	売 上 高	営業利益 (△損失)
国内土木事業	141,068 (12.8%)	7,387 (12.5%)
国内建築事業	127,795 (14.5%)	545 (一)
海外建設事業	104,597 (△1.0%)	2,632 (△5.6%)
国内開発事業	2,607 (102.3%)	△988 (一)
その他の事業	7,058 (△20.8%)	304 (一)
計	383,127 (8.7%)	9,881 (54.4%)
消 去	△1,944 (一)	14 (△76.1%)
合 計	381,182 (9.0%)	9,896 (53.1%)

(注) %表示は、対前期増減率を表示しております。

【当社の受注高・売上高・繰越高】

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	国内土木	85,160	146,697	128,961	102,895
	国内建築	97,793	145,096	124,293	118,596
	海 外	(132,091) 140,674	154,870	100,229	195,314
	計	(315,045) 323,627	446,664	353,485	416,806
開発事業等	39	2,481	2,441	78	
合 計	(315,084) 323,666	449,145	355,926	416,885	

(注) 前期繰越高の上段 () 内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中、総額8,456百万円の設備投資を行いました。

総額のうち3,864百万円は、当社グループが建造を進めている大型自航式ポンプ浚渫船、935百万円は、当社本社ビルの耐震改修への投資額です。大型自航式ポンプ浚渫船は、平成26年6月の完成を予定しております。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、平成24年9月に23の金融機関と総額300億円のシンジケーション方式による長期コミットメントライン契約（契約期間3年間）を結んでおります。

また、資金調達の多様化・安定化の一環として、平成25年7月に発行総額100億円の第2回無担保社債（償還期限：平成30年7月26日）を発行いたしました。

なお、当連結会計年度に、新株発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

建設業を取り巻く国内の事業環境は、政府の財政政策・成長戦略による公共投資の拡大、企業収益の改善を背景とする民間設備投資の回復基調の継続、東京2020オリンピック・パラリンピック開催決定などにより大きく好転しています。また、当社が主に事業展開している東南アジアでは、急速な経済成長に伴う大型インフラの整備が多数計画されており、継続的な市場拡大が見込まれます。一方、資材価格・労務費の高騰、技能労働者不足、厳しい受注競争の継続等の懸念はありますが、中期的には好調な事業環境が続くものと期待されます。

このような市場見通しの下、当社グループは新しい中期経営計画（2014～2016年度）を策定いたしました。「高品質で安全なものづくり」重視の基本原則を徹底しつつ、「臨海部ナンバーワン企業」の真価を発揮すべく、現場力の強化、五洋ブランドの確立、強固な経営基盤の構築に取り組んでまいります。

■ 中期経営計画（2014～2016年度）

● 基本方針 ～高品質で安全なものづくりを通じた顧客信頼・社会貢献の追求

現場力（技術力・施工力・安全力・マネジメント力）の強化
五洋ブランド（技術・施工・安全・品質・顧客信頼）の確立
強固な経営基盤の構築



臨海部ナンバーワン企業
臨海部の高い競争力・収益力を飛躍の推進力に

● 基本戦略

1. 技術立社の推進 ～原点に戻って現場力を高める
2. 五洋ブランドの確立 ～臨海部ナンバーワン企業の真価を発揮する
3. 経営力・組織力の強化 ～経営戦略を浸透させる
4. 強固な経営基盤の構築 ～将来の飛躍に向けた足固め

▶ 土木部門 「現場力・技術力の再強化と好調な建設需要をとらえた事業拡大」

- ① 現場力・技術力強化による利益の拡大
- ② 臨海部の高い競争力を活かした営業展開
- ③ 勝てる技術、売れる技術、広げる技術の開発
- ④ 環境エネルギー分野への取組み推進
- ⑤ 事業拡大に伴う人材の積極的な確保・育成

▶ 建築部門 「得意分野・エリアの営業力・現場力の強化による営業利益の拡大」

- ① 営業基盤強化による五洋建築ブランドの構築
- ② 受注時採算確保の徹底による赤字工事の排除
- ③ 現場力・技術力強化による利益の拡大
- ④ 顧客への提案力向上に向けた技術の開発
- ⑤ リスク管理を徹底した開発事業への取組み推進
- ⑥ 人材確保・育成

▶ **国際部門 「技術力強化によるアジアのリーディングコントラクターとしての地位確立」**

- ① 営業基盤の強化・拡大
- ② 国内部門との緊密な連携による技術力の強化
- ③ 安定的な営業利益の確保
- ④ 人材確保・育成

▶ **経営基盤強化**

- ① 財務基盤の強化
- ② 優れた人材の育成・確保
- ③ 業務効率化のためのIT基盤の整備
- ④ コーポレートガバナンスの充実
- ⑤ 安全・品質管理の徹底
- ⑥ グループ経営の強化

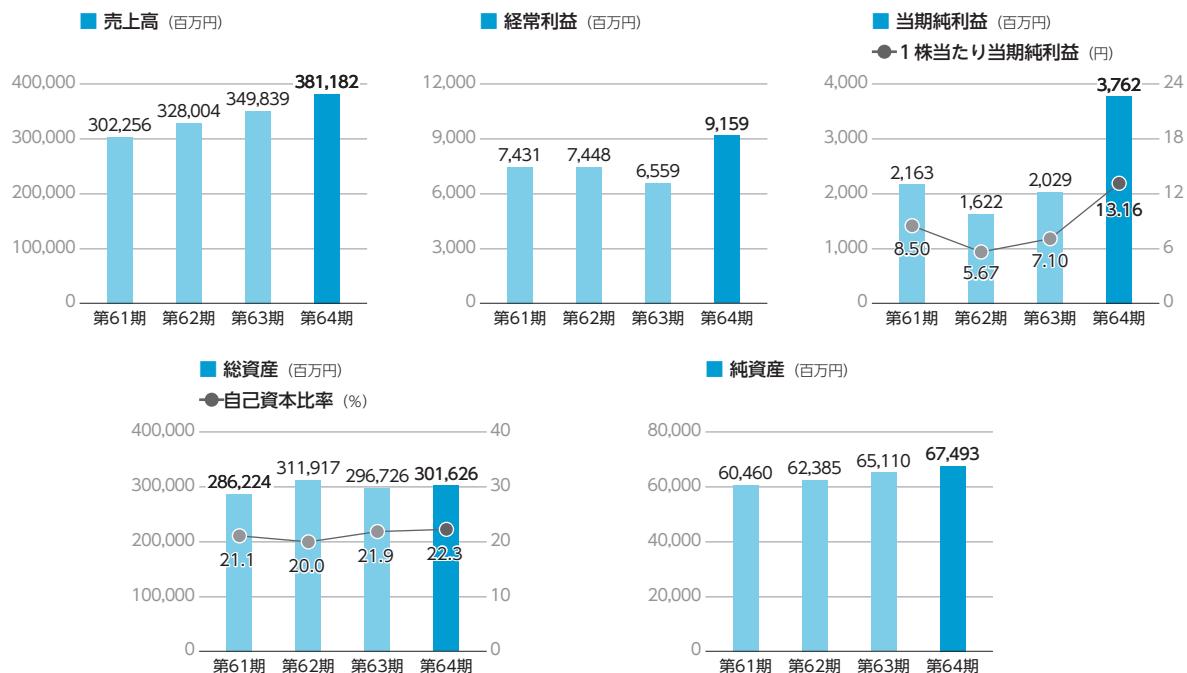
中期経営計画（2014～2016年度）の主要連結数値目標

区 分		平成26年度 第65期	平成28年度 第67期
業績指標	売上高	3,900億円	4,050億円
	営業利益	96億円	120億円以上
	経常利益	85億円	110億円以上
	当期純利益	30億円	50億円以上
	1株当たり当期純利益	10.5円	17.5円以上
財務指標	自己資本比率	22.8%	25%以上
	有利子負債残高	750億円	670億円以下
	D/Eレシオ（ネット）	0.6倍	0.5倍以下

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	平成22年度 第61期	平成23年度 第62期	平成24年度 第63期	平成25年度 第64期
売上高 (百万円)	302,256	328,004	349,839	381,182
経常利益 (百万円)	7,431	7,448	6,559	9,159
当期純利益 (百万円)	2,163	1,622	2,029	3,762
1株当たり当期純利益 (円)	8.50	5.67	7.10	13.16
総資産 (百万円)	286,224	311,917	296,726	301,626
純資産 (百万円)	60,460	62,385	65,110	67,493



② 当社の財産及び損益の推移

区 分	平成22年度 第61期	平成23年度 第62期	平成24年度 第63期	平成25年度 第64期
受 注 高 (百万円)	276,936	299,133	281,427	449,145
売 上 高 (百万円)	279,373	308,576	329,510	355,926
経 常 利 益 (百万円)	6,778	7,598	6,384	8,152
当 期 純 利 益 (百万円)	1,924	2,083	2,320	3,276
1株当たり当期純利益 (円)	7.56	7.29	8.12	11.46
総 資 産 (百万円)	268,403	293,775	282,615	283,701
純 資 産 (百万円)	55,859	58,270	61,316	65,578

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
五 栄 土 木 株 式 会 社	200	100%	土木・建築工事の設計施工、建設用資機材の販売及びリース
洋 伸 建 設 株 式 会 社	66	100%	土木・建築工事の設計施工、建設用資機材の販売及びリース
ペンタビルダーズ株式会社	100	100%	建築工事の設計施工、ビル管理業
警 固 屋 船 渠 株 式 会 社	30	100%	船舶の建造・修理及び販売等

当社グループは、当社と上記の重要な子会社4社を含む連結子会社27社及び関連会社3社から構成されております。

当連結会計年度中に、廃棄物堆肥化事業等の環境関連事業を営む三木バイオテック株式会社の全株式を取得し、連結子会社とするとともに、海外で保有する船舶の持船会社1社をシンガポールに設立し、連結子会社といたしました。また、国内の不動産開発・販売を行う子会社1社を清算いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業名	事業内容
国内土木事業 国内建築事業 海外建設事業	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者（特-24）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。
国内開発事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（12）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産に関する事業を行っております。
その他の事業	主として子会社において、建設資材の販売、機器リース、造船及び環境関連コンサルティング等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所など（平成26年3月31日現在）

① 当社

本店：東京都文京区後楽二丁目2番8号

支店：札幌支店（札幌市）	東北支店（仙台市）
北陸支店（新潟市）	東京土木支店（東京都文京区）
東京建築支店（東京都千代田区）	名古屋支店（名古屋市）
大阪支店（大阪市）	中国支店（広島市）
四国支店（松山市）	九州支店（福岡市）

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：シンガポール営業所	香港営業所	インドネシア営業所
マレーシア営業所	エジプト営業所	ベトナム営業所
コロンボ事務所	バンコク事務所	ドバイ事務所
デリー事務所	ヤンゴン事務所	

② 重要な子会社

五栄土木株式会社	本店（東京都江東区）
洋伸建設株式会社	本店（広島市）
ペンタビルダーズ株式会社	本店（東京都台東区）
警固屋船渠株式会社	本店（広島県呉市）

(9) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,905名	6名減

② 当社の従業員の状況

従業員数			前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
技術	事務	計			
1,928名	462名	2,390名	4名増	43.1才	19.2年

(10) 企業集団の主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入金額残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	11,053
みずほ信託銀行株式会社	5,068
株式会社広島銀行	4,410

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 599,135,000株
- (2) 発行済株式の総数 285,905,607株（自己株式 108,303株を除く）
- (3) 株主数 36,784名（前期末比 8,283名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	31,235	10.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	30,405	10.6
株式会社みずほ銀行	7,059	2.5
ジユニパー	7,039	2.5
明治安田生命保険相互会社	6,656	2.3
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT - TREATY RATE	5,900	2.1
株式会社損害保険ジャパン	4,280	1.5
東京海上日動火災保険株式会社	3,934	1.4
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ エグゼンプト ユーケー ペンション ファンズ	3,545	1.2
みずほ信託銀行株式会社	3,470	1.2

(注) 持株比率は、自己株式（108,303株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成26年1月27日開催の取締役会における決議により、平成26年4月1日付をもって、単元株式数を500株から100株に変更いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

平成26年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 重 芳 雄	一般社団法人日本埋立浚渫協会 会長
代 表 取 締 役	津 田 映	執行役員副社長 建築部門長
取 締 役	井 田 潔 志	執行役員副社長
取 締 役	近 藤 浩 右	専務執行役員 土木部門長
取 締 役	山 下 純 男	専務執行役員 建築部門建築営業本部長
取 締 役	佐々木 邦 彦	専務執行役員 経営管理本部長
取 締 役	柿 本 泰 二	専務執行役員 国際部門長
取 締 役	清 水 琢 三	専務執行役員 土木部門土木営業本部長
取 締 役	中 満 祐 二	執行役員 建築部門建築本部長
取 締 役	小 原 久 典	日本ビューホテル株式会社 社外取締役 株式会社ビックカメラ 社外監査役
常 勤 監 査 役	俵 輝 美	
常 勤 監 査 役	樋 口 達 士	
常 勤 監 査 役	福 田 博 長	
監 査 役	亀 山 和 則	財形信用保証株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、小原久典氏は、会社法に定める社外取締役です。
 2. 監査役のうち、樋口達士氏、福田博長氏、亀山和則氏は、会社法に定める社外監査役です。
 3. 取締役のうち小原久典氏、監査役のうち樋口達士氏、福田博長氏、亀山和則氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。

当社は執行役員制度を導入しております。平成26年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
※執行役員社長	村 重 芳 雄	
※執行役員副社長	津 田 映	建築部門長 兼 安全品質環境担当
※執行役員副社長	井 田 潔 志	営業担当 兼 安全品質環境担当 兼 総合監査部担当
※専務執行役員	近 藤 浩 右	土木部門長 兼 技術研究所担当 兼 技術戦略室担当
専務執行役員	岡 部 憲 一	土木部門担当
※専務執行役員	山 下 純 男	建築部門建築営業本部長 兼 購買部担当
※専務執行役員	佐々木 邦 彦	経営管理本部長 兼 CSR推進室長
専務執行役員	望 月 常 好	土木部門担当
※専務執行役員	柿 本 泰 二	国際部門長
※専務執行役員	清 水 琢 三	土木部門土木営業本部長
常務執行役員	河 内 政 巳	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当
常務執行役員	伊 藤 峰 夫	土木部門担当
常務執行役員	都 甲 明 彦	国際部門国際事業本部長
常務執行役員	北 川 隆	土木部門担当
常務執行役員	中 山 信 也	建築部門都市開発本部長
常務執行役員	長 富 理	中国支店長
常務執行役員	柳 田 良 一	東北支店長
常務執行役員	宮 園 猛	建築部門担当 (営業担当)

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
常務執行役員	下 石 誠	九州支店長
常務執行役員	越 智 修	東京土木支店長
常務執行役員	植 田 和 哉	土木部門土木営業本部副本部長 兼 2020事業室担当
執行役員	中 澤 貴 志	土木部門土木営業本部副本部長
執行役員	小 林 義 和	建築部門担当
執行役員	坪 崎 裕 幸	建築部門担当 (技術担当)
執行役員	村 山 正 純	土木部門担当
※執行役員	中 満 祐 二	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
執行役員	岡 田 富士夫	国際部門国際事業本部副本部長
執行役員	田 原 良 二	東京建築支店長
執行役員	野 口 哲 史	名古屋支店長
執行役員	時 田 高 之	安全品質環境本部長
執行役員	福 田 幸 司	土木部門担当
執行役員	福 島 正 浩	東京土木支店副支店長
執行役員	緒 方 晴 樹	土木部門担当

- (注) 1. ※は取締役兼務者です。
 2. 当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。
 (1) 平成25年4月1日に、柿本泰二氏、清水琢三氏が専務執行役員に、下石誠氏、越智修氏、植田和哉氏が常務執行役員に、福島正浩氏が執行役員に、それぞれ就任いたしました。
 (2) 平成25年7月1日に、緒方晴樹氏が執行役員に就任いたしました。
 (3) 平成25年9月30日に、中仲好氏が常務執行役員を退任いたしました。
 (4) 平成26年3月31日に、岡部憲一氏が専務執行役員を、伊藤峰夫氏が常務執行役員を、それぞれ退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬等の額は次の通りです。

取締役	10名	267百万円	(うち社外取締役	1名	8百万円)
監査役	4名	46百万円	(うち社外監査役	3名	28百万円)

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は次の通りです。

当社は、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しており、将来の売上高の指標となる建設事業の受注高、現状の収益性の指標となる営業利益、企業価値の指標となる当社株価等を客観的評価項目とするとともに、定性的な個人の業績評価を加味して決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職の状況
小原久典(社外取締役)	日本ビューホテル株式会社 社外取締役 株式会社ビックカメラ 社外監査役
亀山和則(社外監査役)	財形信用保証株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 社外取締役小原久典氏が兼職している他の法人等と当社との間に、重要な関係はありません。
2. 社外監査役亀山和則氏が兼職している他の法人等と当社との間に、重要な関係はありません。

② 主な活動状況

氏名	主な活動状況
小原久典	当事業年度に開催した取締役会24回中24回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
樋口達士	当事業年度に開催した取締役会24回中24回、監査役会14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
福田博長	当事業年度に開催した取締役会24回中24回、監査役会14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
亀山和則	当事業年度に開催した取締役会24回中24回、監査役会14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外役員との間に、社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

摘 要	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	95 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	93 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	1 百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	95 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォートレター作成業務等について、対価を支払っております。
3. 報酬等の額は、消費税等抜きで金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の合意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、平成18年5月8日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針を決議いたしました。また、コンプライアンスを含めたリスク管理体制の一層の徹底ならびに子会社を含めたグループ全体の実効ある内部統制システムの構築の整備・実施状況を踏まえ、さらなる遂行を図るため、平成19年5月・平成20年5月に見直しをいたしました。

その後、平成21年4月24日開催の取締役会において、金融商品取引法に基づき、財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制を明確化するため、同方針を下記の内容に改定しております。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

① リスク管理規則、対策本部規定を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。

③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決裁権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。

② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。

③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、

違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。

④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。

⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。

② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するための体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。

③ 取締役または執行役員は、関係会社管理規定に従い、グループ会社に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。

④ グループ会社各社にコンプライアンス

委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。

- ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規定に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。

(6) 監査役に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号～第4号)

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。

- 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。

- 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。

- ② 内部監査部門は、内部監査に関する

結果について監査役に報告する。

- 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。

② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は以下の通りです。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなけ

ればならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

(基本方針の実現に資する取組み)

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「中期経営計画」等による企業価値向上への取り組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念並びに中期ビジョンを策定しております。

当社グループは、経営環境の変化に対応、あるいは先取りをしながら、この理念・ビジョンの実現を目指し、企業価値の向上を図るため、3カ年を期間とする中期経営計画を策定しております。この中期経営計画は、環境の変化を踏まえた経営方針を掲げ、実効性の高い施策を策定し、実行していくものです。毎期、計画の進捗状況を確認し、状況に応じて計画を見直すとともに、3カ年ごとに計画の達成状況を検証し、その評価を次の計画の策定に活かしております。当社グループは、このサイクルを継続していくことによって、環境の変化に柔軟に対応しながら、中長期的な企業価値の向上が実現できるものと考えております。

【ご参考】

現在当社グループが取り組んでいる「中期経営計画（2014～2016年度）」の詳細につきましては、9～10ページをご覧ください。

2. 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取り組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付けています。そのため経営における意思決定の迅速化、透明性の向上、公正性の確保を目指した経営体制を構築するとともに、取締役及び取締役会がリスク管理の徹底及び法令等の遵守、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、実効ある内部統制システムの構築に取り組んでいます。

○コーポレート・ガバナンス体制

当社は、1名の社外取締役を選任し、監査役会、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで経営に対する監督機能の強化を図っています。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、役員候補や役員報酬案を取締役に答申する人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員は報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えています。

○独立役員

当社は、社外役員4名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

○コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、平成20年4月にコンプライアンス委員会を発展的に改組したリスクマネジメント委員会を設置しており、法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。

以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入いたしました。しかしながら、その後当社を取り巻く外部環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備が行われたことから、株主の皆様並びに当社取締役会が適正な判断をするために必要な情報や時間を確保するという当買収防衛策の導入目的が一定程度担保される状況となりました。これを勘案し、当社は平成25年5月13日開催の取締役会において、当買収防衛策の有効期限である平成25年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、当買収防衛策を継続しないことを決議いたしました。

今後当社は、当社株式の取引状況や株主の異動を引き続き注視し、万一当社株式の大量買付を企図する者が現れた場合は、金融商品取引法の定める手続きに則り、当該大量買付者に適切な情報開示を求めるとともに、当社の判断や意見も公表することで、株主の皆様が大規模買付行為に対し適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めてまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様還元させていただくこととしております。

(注) 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	301,626	(負債の部)	234,133
I 流動資産	202,487	I 流動負債	195,996
現金預金	32,602	支払手形・工事未払金等	101,975
受取手形・完成工事未収入金等	131,639	電子記録債務	5,771
未成工事支出金等	11,362	短期借入金	37,416
たな卸不動産	8,389	1年内償還予定の社債	10,000
未収入金	11,478	未払法人税等	2,071
繰延税金資産	3,161	未成工事受入金等	16,229
その他	4,637	完成工事補償引当金	876
貸倒引当金	△782	賞与引当金	1,352
		工事損失引当金	2,707
		その他	17,594
II 固定資産	99,080	II 固定負債	38,137
(1) 有形固定資産	75,993	社債	10,000
建物・構築物	11,854	長期借入金	17,521
機械、運搬具及び工具器具備品	11,529	再評価に係る繰延税金負債	6,186
土地	41,901	役員退職慰労引当金	113
建設仮勘定	10,630	退職給付に係る負債	3,396
その他	76	その他	918
(2) 無形固定資産	1,090	(純資産の部)	67,493
(3) 投資その他の資産	21,997	I 株主資本	60,540
投資有価証券	15,402	資本金	30,449
繰延税金資産	2,958	資本剰余金	18,386
その他	7,800	利益剰余金	11,728
貸倒引当金	△4,164	自己株式	△24
III 繰延資産	58	II その他の包括利益累計額	6,797
開業費	58	その他有価証券評価差額金	2,749
資産合計	301,626	繰延ヘッジ損益	△10
		土地再評価差額金	6,567
		為替換算調整勘定	△1
		退職給付に係る調整累計額	△2,507
		III 少数株主持分	154
		負債純資産合計	301,626

連結損益計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高	372,366	
完成工事等	8,815	381,182
売上高	347,513	
原価	9,003	356,517
II 売上総利益	24,853	
完成工事等	187	24,665
総損		14,768
III 販売費及び一般管理費		9,896
営業利益		
IV 営業外収益		
受取利息	81	
配当金	210	
倒引戻入	247	
不動産賃貸	82	
その他	292	915
V 営業外費用		
支払利息	1,173	
替差	157	
その他	321	1,652
経常利益		9,159
VI 特別利益		
固定資産売却益	255	
債務免除益	50	
その他	63	369
VII 特別損失		
固定資産除却損	229	
減損	201	
解の	195	
その他	163	789
税金等調整前当期純利益		8,740
法人税、住民税及び事業税	2,337	
法人税等調整額	2,519	4,857
少数株主損益調整前当期純利益		3,882
少数株主利益		120
当期純利益		3,762

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,449	18,386	8,635	△23	57,448
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△571		△571
当期純利益			3,762		3,762
土地再評価差額金の取崩			△96		△96
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3,093	△1	3,092
当 期 末 残 高	30,449	18,386	11,728	△24	60,540

	その他の包括利益累計額						少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の利益 累計額		
当 期 首 残 高	1,181	△2	6,470	△18	-	7,632	30	65,110
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△571
当期純利益								3,762
土地再評価差額金の取崩								△96
自己株式の取得								△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,567	△8	96	17	△2,507	△834	124	△709
当期変動額合計	1,567	△8	96	17	△2,507	△834	124	2,382
当 期 末 残 高	2,749	△10	6,567	△1	△2,507	6,797	154	67,493

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲
 - ① 連結子会社の数 27社
すべての子会社を連結している。
主要な連結子会社の名称
五栄土木(株)、洋伸建設(株)、ペンタビルダーズ(株)、警固屋船渠(株)
 - ② 連結の範囲の変更
新規設立等により以下の2社を連結の範囲に含めた。
三木バイオテック(株)、カシオペア・ファイブ社
清算終了により以下の会社を連結の範囲から除外した。
小浜マリン(株)
 - (2) 持分法の適用
 - ① 持分法適用会社の数 2社
以下の関連会社に対する投資について、持分法を適用している。
持分法適用会社の名称
羽田空港国際線エプロンPFI(株)、宮島アクアパートナーズ(株)
 - ② 持分法を適用していない関連会社の名称等
以下の関連会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外している。
松山環境テクノロジー(株)
 - (3) 連結子会社の決算日等に関する事項
連結子会社のうち、在外連結子会社7社の決算日は12月31日である。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な修正を行っている。
上記以外の連結子会社20社の決算日は連結計算書類提出会社と同一である。
 - (4) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ …………… 時価法

なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。

③ たな卸資産

未成工事支出金 …………… 個別法による原価法

たな卸不動産 …………… 個別法による原価法

材料貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法

なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(5) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） …………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっており、在外連結子会社は主に定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額は主として法人税法の定めと同一の基準によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法

ただし、採掘権については生産高比例法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの） …………… 定額法

耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。

④ 長期前払費用 …………… 定額法

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。

- ④ 工事損失引当金
当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定（内規）に基づく連結会計年度末要支給額を計上している。
- (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 売上高及び売上原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 - ② 繰延資産の処理方法
 - イ. 社債発行費
支出時に全額費用処理している。
 - ロ. 開業費
開業の時より5年間の均等償却をすることとしている。
 - ③ ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。
 - ④ 退職給付に係る会計処理の方法
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
 - ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法
会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理している。また、過去勤務費用は全額発生時の損益として計上することとしており、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしている。
 - ハ. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。
 - ⑤ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
 - ⑥ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。

3. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が3,396百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が2,507百万円減少している。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載している。

4. 表示方法の変更

- (1) 前連結会計年度において区分掲記していた特別利益の「保険差益」(当連結会計年度3百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (2) 前連結会計年度において区分掲記していた特別損失の「貸倒引当金繰入額」(当連結会計年度7百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。
- (3) 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産除却損」(前連結会計年度88百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

5. 追加情報

(法人税等の税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度中に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.01%から35.64%に変更となる。これにより、繰延税金資産は254百万円減少し、法人税等調整額は254百万円増加している。

6. 連結貸借対照表関係

- (1) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は106百万円である。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 80,973百万円

(3) 担保に供している資産

下記資産は、工事契約保証金の代用等として差入れている。

販売用不動産 562百万円

投資有価証券 308百万円

その他(投資その他の資産) 4百万円

なお、上記担保のうち、販売用不動産に対応する債務は短期借入金16百万円と長期借入金191百万円である。

(4) 保証債務

銀行借入金保証等 871百万円

住宅分譲前金保証 48百万円

(5) 平成26年3月30日、沖ノ鳥島での工事において栈橋の転覆事故が発生した。今後、事故原因の究明と再発防止に向けた検討が行われる予定であり、この事故による業績に与える影響については、現時点では合理的に見積もることは困難である。

(6) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、12,378百万円である。

7. 連結損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高 347,329百万円

(2) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 2,536百万円

(3) 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上した。

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
事業用資産	土地	千葉県	201

当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（会社、支店、各事業）を単位としてグルーピングしている。

従来、事業用資産（資材置場等）としてグルーピングしていた上記資産について、売却処分の意思決定を行いその代替的な投資も予定していないことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（201百万円）として、特別損失に計上した。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、契約価額により評価している。

8. 連結株主資本等変動計算書関係

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

286,013千株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	571	2.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	571	2.00	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

平成26年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案している。なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定している。

9. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については社債及び銀行借入によっている。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に従って、リスク低減を図っている。また、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。投資有価証券は、主に株式、満期保有目的の債券及び投資信託であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っている。未収入金は、主に工事に係る立替金等の営業取引に基づいて発生した売上債権以外の債権であり、そのほとんどが短期的に回収するものであり、月次で残高管理を行っている。社債及び借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であり、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の目的・実行及び管理を明確にした内部管理規程に従って行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金預金	32,602	32,602	－
②受取手形・完成工事未収入金等	131,639	131,621	△18
③未収入金	11,478	11,478	－
④投資有価証券	12,531	12,540	8
⑤支払手形・工事未払金等	(101,975)	(101,975)	－
⑥電子記録債務	(5,771)	(5,771)	－
⑦短期借入金	(24,060)	(24,060)	－
⑧社債(※1)	(20,000)	(20,286)	286
⑨長期借入金(※1)	(30,878)	(31,020)	141
⑩デリバティブ取引(※2)	(△14)	(△14)	－

(※1) 社債には1年以内償還予定の社債も含まれており、また、長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金も含まれている。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金預金、③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

④投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式及び債券は取引所の価格等によっている。また、投資信託は公表されている基準価格によっている。

⑤支払手形・工事未払金等、⑥電子記録債務、⑦短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑧社債、⑨長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規発行・借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

⑩デリバティブ取引

為替予約取引によるものであり、時価は先物為替相場によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,871百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」には含めていない。

10. 1株当たり情報

(1) 1株当たりの純資産	235円53銭
(2) 1株当たりの当期純利益 (追加情報)	13円16銭

「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っている。この結果、当連結会計年度の1株当たりの純資産が、8.77円減少している。

11. 重要な後発事象

該当事項なし。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 禎 良 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 均 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政 人 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	283,701	(負債の部)	218,122
I 流動資産	188,000	I 流動負債	184,207
現金預金	24,197	支払手形	21,199
受取手形	3,390	電子記録債務	5,456
完成工事未収入金	122,432	工事未払金	74,688
販売用不動産	4,632	短期借入金	35,570
未成工事支出金	8,161	1年内償還予定の社債	10,000
開発事業等支出金	3,184	未払金	2,871
材料貯蔵品	1,046	未払法人税等	1,775
短期貸付金	2,033	未成工事受入金	15,502
未収入金	12,632	預り金	9,465
繰延税金資産	2,989	完成工事補償引当金	857
その他	4,044	賞与引当金	1,215
貸倒引当金	△743	工事損失引当金	2,469
		その他	3,134
II 固定資産	95,700	II 固定負債	33,915
(1)有形固定資産	57,982	社債	10,000
建物・構築物	10,443	長期借入金	17,330
機械・運搬具	4,888	再評価に係る繰延税金負債	6,186
工具器具・備品	548	その他	398
土地	40,976	(純資産の部)	65,578
リース資産	143	I 株主資本	56,271
建設仮勘定	982	(1)資本金	30,449
(2)無形固定資産	1,036	(2)資本剰余金	18,386
(3)投資その他の資産	36,680	資本準備金	12,379
投資有価証券	15,286	その他資本剰余金	6,007
関係会社株式	1,370	(3)利益剰余金	7,459
長期貸付金	15,565	その他利益剰余金	7,459
破産更生債権等	4,127	繰越利益剰余金	7,459
長期前払費用	148	(4)自己株式	△24
繰延税金資産	1,427	II 評価・換算差額等	9,307
その他	2,840	(1)その他有価証券評価差額金	2,748
貸倒引当金	△4,086	(2)繰延ヘッジ損益	△9
資産合計	283,701	(3)土地再評価差額金	6,567
		負債純資産合計	283,701

損益計算書

(自平成25年4月1日
至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		
完成工事高	353,485	
開発事業等売上高	2,441	355,926
II 売上原価		
完成工事原価	330,507	
開発事業等売上原価	3,213	333,721
売上総利益		
完成工事総利益	22,977	
開発事業等総損失	771	22,205
III 販売費及び一般管理費		13,318
営業利益		8,887
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	446	
貸倒引当金戻入額	126	
その他	285	858
V 営業外費用		
支払利息	1,161	
その他	431	1,593
経常利益		8,152
VI 特別利益		
固定資産売却益	139	
その他	11	151
VII 特別損失		
固定資産除却損失	227	
減損	201	
和解	195	
その他	154	777
税引前当期純利益		7,525
法人税、住民税及び事業税	1,715	
法人税等調整額	2,534	4,249
当期純利益		3,276

株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 本 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 式	
					その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	4,851	4,851	△23	53,664
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△571	△571		△571
当 期 純 利 益					3,276	3,276		3,276
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					△96	△96		△96
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	2,607	2,607	△1	2,606
当 期 末 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	7,459	7,459	△24	56,271

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,181	△0	6,470	7,651	61,316
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△571
当 期 純 利 益					3,276
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					△96
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,567	△9	96	1,655	1,655
当 期 変 動 額 合 計	1,567	△9	96	1,655	4,261
当 期 末 残 高	2,748	△9	6,567	9,307	65,578

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。
2. 重要な会計方針に係る事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ …………… 時価法
なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。
 - ③ たな卸資産
 - 販売用不動産 …………… 個別法による原価法
 - 未成工事支出金 …………… 個別法による原価法
 - 開発事業等支出金 …………… 個別法による原価法
 - 材料貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法
 - なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く） …………… 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法
なお、耐用年数及び残存価額は法人税法の定めと同一の基準によっている。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法
ただし、採掘権については生産高比例法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。
 - ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの） …………… 定額法
なお、耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。
 - ④ 長期前払費用 …………… 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

- ② 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。
 - ③ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。
 - ④ 工事損失引当金
当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。
 - ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりである。
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
 - ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法
会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理している。また、過去勤務費用は全額発生時の損益として計上することとしており、各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしている。
なお、年金資産の額が退職給付債務に会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合には、前払年金費用（投資その他の資産〔その他〕）として計上している。
- (4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理している。
 - ② ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。
 - ③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
 - ④ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。

3. 表示方法の変更

- (1) 前事業年度において区分掲記していた特別利益の「保険差益」(当事業年度3百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (2) 前事業年度において区分掲記していた特別損失の「貸倒引当金繰入額」(当事業年度4百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。
- (3) 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産除却損」(前事業年度80百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。

4. 貸借対照表関係

(1) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は28百万円である。

- | | |
|---|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 51,985百万円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債権 | 6,458百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 15,464百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 6,619百万円 |
| (4) 担保に供している資産 | |
| 下記資産は、工事契約保証金の代用等として差入れている。 | |
| 投資有価証券 | 227百万円 |
| 関係会社株式 | 75百万円 |
| その他(投資その他の資産) | 4百万円 |
| (5) 保証債務 | |
| 銀行借入金保証等 | 1,075百万円 |
| 住宅分譲前金保証 | 48百万円 |
| (6) 平成26年3月30日、沖ノ鳥島での工事において栈橋の転覆事故が発生した。今後、事故原因の究明と再発防止に向けた検討が行われる予定であり、この事故による業績に与える影響については、現時点では合理的に見積もることは困難である。 | |
| (7) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、平成12年3月31日(第50期)付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。 | |
- なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、12,378百万円である。

5. 損益計算書関係

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| (1) 工事進行基準による完成工事高 | 336,136百万円 |
| (2) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 | 2,299百万円 |
| (3) 関係会社との取引高 | |
| 売上高のうち関係会社に対する部分 | 15,325百万円 |
| 売上原価のうち関係会社からの仕入高 | 26,754百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 8,169百万円 |
| (4) 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上した。 | |

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	土地	千葉県	201

当社は、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（支店、賃貸事業）を単位としてグルーピングしている。

従来、事業用資産（資材置場等）としてグルーピングしていた上記資産について、売却処分意思決定を行いその代替的な投資も予定していないことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（201百万円）として、特別損失に計上した。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、契約価額により評価している。

6. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び数	普通株式	108千株
------------	------	-------

7. 税効果会計

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

退職給付信託財産	2,257百万円
販売用不動産等評価損	1,833百万円
繰越欠損金	1,158百万円
貸倒引当金	921百万円
その他	3,127百万円
繰延税金資産小計	9,297百万円
評価性引当額	△3,189百万円
繰延税金資産合計	6,107百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,371百万円
前払年金費用	△308百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△1,690百万円
繰延税金資産の純額	4,417百万円

(2) 法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度中に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.01%から35.64%に変更となる。これにより、繰延税金資産は242百万円減少し、法人税等調整額は242百万円増加している。

8. 関連当事者との取引
子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アンドロメダ ・ファイブ社	100% (一)	当社グループ に対して船舶 の賃貸等をして いる。	資金の 回収	805	投資その 他の資産 「長期貸付金」	5,654
				利息の 受取	107	—	—
子会社	カシオペア ・ファイブ社	100% (一)	当社グループ に対して船舶 の賃貸等を予 定している。	資金の 貸付	8,673	投資その 他の資産 「長期貸付金」	8,948
				建造中の 船舶の売却	4,943	—	—
				利息の 受取	78	流動資産 「その他」	80

取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
建造中の船舶の売却については、建造費を勘案して売却価格を決定している。

9. 1株当たり情報

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産 | 229円37銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 11円46銭 |

10. 重要な後発事象

該当事項なし。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 禎 良 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 均 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、平成26年3月30日、沖ノ鳥島で当社を代表者とする共同企業体が施工しておりました栈橋設置工事におきまして、重大な事故が発生いたしました。監査役会といたしましては、関係当局の調査に当社が全面的に協力するとともに、グループ全社を挙げた安全管理の強化に向けた取組みが行われていることを確認しております。

平成26年5月21日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 依 輝 美 ㊟

常勤監査役 樋 口 達 士 ㊟

常勤監査役 福 田 博 長 ㊟

監査役 亀 山 和 則 ㊟

- (注) 監査役樋口達士、監査役福田博長、及び監査役亀山和則は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、財務健全化の進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類
金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき2円 総額 571,811,214円

③剰余金の配当が効力を生ずる日
平成26年6月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 むらしげ よしお 村重芳雄 (昭和16年4月11日生)	昭和40年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 中国支店副支店長 平成12年4月 当社取締役 中国支店長 平成12年6月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社常務執行役員 同上 平成17年4月 当社専務執行役員 同上 平成17年6月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 平成18年3月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木営業本部長 平成18年5月 当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る) 平成20年5月 社団法人日本埋立浚渫協会 会長 (現 一般社団法人日本埋立浚渫協会)	118,000株
2	 しみず たくぞう 清水琢三 (昭和33年6月8日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 名古屋支店長 平成24年4月 当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長 平成24年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成25年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成26年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 (現在に至る)	24,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	 <p>さ さ き く に ひ こ 佐々木 邦彦 (昭和26年8月6日生)</p>	<p>昭和49年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社執行役員 人事部長 兼 総務本部副本部長 平成19年 4月 当社執行役員 人事部長 兼 経営管理本部副本部長 平成20年 6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成21年 4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 人事部担当 平成22年 6月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 CSR推進室長 兼 人事部担当 平成23年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 人事部担当 平成24年 4月 当社取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 (現在に至る)</p>	59,000株
4	 <p>か き も と や す じ 柿 本 泰 二 (昭和25年10月25日生)</p>	<p>昭和49年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社執行役員 国際事業本部長 平成22年 4月 当社常務執行役員 同上 平成24年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成25年 4月 当社取締役 兼 専務執行役員 国際部門長 平成26年 4月 当社取締役 兼 専務執行役員 国際部門担当 (現在に至る)</p>	16,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5 ※	 <p>う え だ か ず や 植 田 和 哉 (昭和33年8月2日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 平成23年10月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 兼 2020事業室長 平成24年4月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 兼 土木部門土木2020事業部長 兼 2020事業室長 平成25年4月 当社常務執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 兼 2020事業室担当 平成26年4月 当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長 兼 2020事業室担当 (現在に至る)</p>	10,000株
6	 <p>な か み つ ゆ う じ 中 満 祐 二 (昭和33年8月1日生)</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 東京建築支店副支店長 平成24年6月 当社取締役 兼 執行役員 建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当 平成26年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 建築部門建築営業本部長 (現在に至る)</p>	13,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7 ※	 <p>のぐち てつし 野 口 哲 史 (昭和35年9月11日生)</p>	<p>昭和58年 4 月 当社入社 平成24年 4 月 当社執行役員 名古屋支店長 平成26年 4 月 当社執行役員 土木部門土木本部副本部長 兼 技術研究所担当 兼 技術戦略室担当 (現在に至る)</p>	3,000株
8 ※	 <p>いがらし しんいち 五十嵐 信 一 (昭和32年4月18日生)</p>	<p>昭和57年 4 月 当社入社 平成22年10月 建築部門建築本部建築設計部長 平成25年 4 月 建築部門建築本部副本部長 平成26年 4 月 当社執行役員 建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当 (現在に至る)</p>	3,000株
9 ※	 <p>いなとみ みちお 稲 富 路 生 (昭和36年7月16日生)</p>	<p>昭和59年 4 月 当社入社 平成24年 4 月 経営管理本部経営企画部長 平成26年 4 月 当社執行役員 経営管理本部副本部長 兼 経営管理本部経営企画部長 (現在に至る)</p>	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
10	 <p>おはら ひさのり 小原久典 (昭和26年1月23日生)</p>	<p>昭和48年4月 株式会社富士銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員大手町営業第二部長 平成15年6月 芙蓉総合リース株式会社 常務取締役営業推進部長 平成16年5月 同社常務取締役 平成21年4月 同社専務取締役 平成24年2月 同社取締役 平成24年4月 同社顧問（非常勤） 平成24年6月 当社社外取締役 （現在に至る） 平成24年7月 日本ビューホテル株式会社 社外取締役 平成24年11月 株式会社ビックカメラ 社外監査役 （現在に至る）</p>	5,500株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者番号欄の※印は、新任の取締役候補者を示しております。
3. 小原久典氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。
 なお、当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年になります。
 また、第2号議案をご承認いただいた場合には、当社と小原久典氏との間で、当社定款第29条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 小原久典氏を社外取締役候補者とした理由は、次の通りです。
 小原久典氏は、これまで芙蓉総合リース株式会社の専務取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。
5. 小原久典氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役俵輝美氏が辞任し、また、監査役亀山和則氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次の通りであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1 ※	 みやぞの たけし 宮園 猛 (昭和30年8月4日生)	昭和55年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 東京建築支店長 平成24年4月 当社常務執行役員 同上 平成25年4月 当社常務執行役員 建築部門担当 (営業担当) (現在に至る)	6,000株
2 ※	 とよしま たつや 豊島 達哉 (昭和34年6月22日生)	昭和57年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成20年4月 株式会社損害保険ジャパン 大阪自動車営業第一部長 平成23年4月 同社執行役員東京中央支店長 平成25年4月 同社執行役員東京中央支店長 兼 南東京支店長 日本興亜損害保険株式会社 執行役員東京中央支店特命部長 兼 南東京支店特命部長 平成25年10月 株式会社損害保険ジャパン 執行役員東京中央支店長 兼 南東京支店特命部長 日本興亜損害保険株式会社 執行役員東京中央支店長 兼 南東京支店特命部長 平成26年4月 株式会社損害保険ジャパン 顧問 (現在に至る) 株式会社損保ジャパン・クレジット 代表取締役社長 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者番号欄の※印は、新任の監査役候補者を示しております。
3. 豊島達哉氏は、会社法に定める社外監査役候補者であります。
なお、第3号議案をご承認いただいた場合には、当社と豊島達哉氏との間で、当社定款第40条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 豊島達哉氏を社外監査役候補者とした理由は、次の通りです。
豊島達哉氏は、金融業の経営に長く携わり、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有していることから、当社の監査体制強化に十分な役割を果たすことができると考えております。
5. 豊島達哉氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める、独立役員の要件を満たしております。

以 上

会場案内図

五洋建設 当社本店 11階会議室

東京都文京区後楽二丁目2番8号
TEL 03-3816-7111 (代表)



交通のご案内

JR 総武線	飯田橋駅 東 □	改札を出て左折 ⇒ 歩道橋へ
東京メトロ東西線	飯田橋駅 A3出口	出口を出て直進 ⇒ 歩道橋へ
東京メトロ有楽町線	飯田橋駅 B1出口	出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ
東京メトロ南北線	飯田橋駅 B1出口	出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ
都営大江戸線	飯田橋駅 C2出口	出口を出て右折 ⇒ 交番前を右へ



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。